第１１号議案

新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年２月１６日

提出者　新宿区長　　吉住　健一

新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年新宿区条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

２　この条例において「利用特定個人情報」とは、法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第2項中「法別表第1」を「法別表の各項」に、「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第3項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第4条第1項中「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第2項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附　則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、規定を整備する必要があるため